

外壁全面打診等調査の詳細仕様は次のとおり

①予備調査（調査前日または調査前）

- a. 人的被害危険度の大きい外壁の決定
- b. 過去の修繕歴の調査
部分的な張替えや樹脂注入の痕跡の有無を目視により観察する。
- c. タイル外壁の場合のタイル張り工法の確認。
タイル外壁の場合には、図書等によりタイル張りの工法を確認する。
- d. 建物の履歴や使用法、地域環境の特徴の調査
予備調査者は、上記の調査結果に基づき、診断箇所の決定、診断方法の選定と診断計画の作成を行うものとする。

②測定計画

- a. 打診調査を行う部分の仮設計画
- b. 赤外線調査法を用いる場合は、赤外線カメラの設定位置の確認。また、壁面に汚れエフロッセンス、錆水等が付着し、浮きと誤認しやすい場合は、可視像による映像を併用して診断調査を行う。なお、調査制度の安定化を図るため、撮影時の画像解像度は 25 mm/pix 以下とし、温度分析能 0.1℃以下の赤外線カメラを使用する。

③診断

診断は以下の2つ以上を組み合わせで行うものとする。

- a. 外壁目視法
劣化・損傷状況直接肉眼で確認する。高所等で肉眼での確認が難しい場合は、双眼鏡等を使用して、外壁の浮き等を調査する。
- b. 打診法
ゴンドラや足場等を利用して、テストハンマーにより可能な限り打診し、発生音から浮き及び密着不良部等の有無を判断する。
- c. 赤外線装置法+部分打診法併用
赤外線カメラを用いて調査壁面仕上げ材の浮き及び剥離部の変温部状況を測定し、タイル等の浮きの有無や程度を調査する。

④診断結果の解析、報告

目視法、打診法、赤外線装置法により収集した情報を取りまとめ解析し、報告書を提出する。

以上が仕様となります。